

24監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年8月28日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月13日

福岡市監査委員 南 原 茂
同 梶 木 義 博
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

24監査公表第3号（平成24年2月9日付 福岡市公報第5897号 公表）分・・・31件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

24 監査公表第3号（平成24年2月9日付 福岡市公報第5897号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 経済振興局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 補助金の支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>補助金の支出事務に当たっては、補助金交付決定後、交付先団体からの適正な請求書に基づき行わなければならない。</p> <p>しかしながら、平成22年度及び同23年度「技能職団体連合会補助金」の支出事務において、本来であれば、事前に行っていた交付決定通知に基づき、交付先団体が請求金額等を記載した請求書を提出しなければならないが、相手方名称の記載と請求印を押印した請求書を複数枚提出させ、交付決定された交付(請求)金額、件名及び請求日を職員が記載しているものがあった。</p> <p>今後、補助金の支出事務に当たっては、交付先団体が請求金額、件名及び請求日</p>	<p>補助金の支出事務については、福岡市会計規則に基づき適正な事務処理を行うよう、内部会議により所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>を記載した請求書に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(雇用労働課)</p>	
<p>(イ) 契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>契約関係書類については、福岡市契約事務規則等に則り、適正に作成しなければならない。しかしながら、平成22年度のクリーニング契約において、本来であれば、契約の相手方が記載した契約関係書類を提出しなければならないが、相手方名称の記載と請求印を押印した契約関係書類を提出させ、毎月、契約の相手方から提出される請求書(業者様式)に基づき、相手方が記載すべき事項を職員が契約関係書類に記載しているものがあった。</p> <p>今後、契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>契約事務については、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し、周知徹底を図った。</p>

(2) 道路下水道局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成22年度「放置自転車対策に係る街頭指導業務委託」の委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものがあった。</p>	<p>委託料の支出については、履行完了確認後、債権者からの請求により速やかにその対価を支払うとともに、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行うよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、支払事務等の進捗状況を確認するチェックリストを作成し、支払事務等の遅延がないか、随時確認することとした。</p>

<p>今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行われたい。</p> <p>(道路管理課)</p>	
---	--

(3) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令に基づき、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成23年度の「学校徴収金システム保守業務委託」において、委託業務の契約手続きを行わないまま、平成22年度に引き続き委託業務を行わせていた。</p> <p>今後、委託契約事務に当たっては、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(学事課)</p>	<p>平成23年度の「学校徴収金システム保守業務委託」については、業者より見積を徴し契約を行った。</p> <p>また、今後、福岡市契約事務規則等に基づき、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し、課内会議で周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 学校徴収金事務に係る指導体制の確立を求めるもの</p> <p>学校徴収金とは、学校の教育活動上必要となる経費のうち、公費以外の経費で児童生徒に直接還元される性格の経費であり、教材費や修学旅行費などがある。これらは、保護者の学校に対する委任に基づいて校長が執行する経費であるため、公費に準じた取扱いが求められる。</p> <p>平成21年9月からは学校徴収金管理システムを導入しており、基本的には保護者の預金口座から引き落とされる仕組みであるが、引き落としができなかった場合等は、学校において、現金で収納しなければならない。その際の収納事務を管理職の決裁を経ず事務職員のみで行っている事例や、収入支出の際の記録が不十分な事例など、財務事務処理上問題があ</p>	<p>学校徴収金事務については、学校長において適正な事務処理を行うよう平成24年5月の校長研修にて、周知徹底を図った。</p> <p>また、平成24年度には、学校事務支援担当主査を新たに配置し、現金徴収事務に関する参考様式を作成し、各学校へ周知を行い、学校長と連携して適正化を図っていくこととした。</p>

<p>った。</p> <p>早急に、教育委員会として現金徴収事務のルールを整備するとともに、各学校に対する指導支援体制を確立されたい。</p> <p>(学事課)</p>	
--	--

2 テーマ監査

(1) こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成22年度の10万円以下の物品購入契約事務において、平成23年度に納品があった物品について、金額等は記載されていたが、日付が空白の見積書、納品書及び請求書を徴し、職員が平成22年度内の見積日を記入し、年度内に納品があったとして代金を支出しているものがあった。</p> <p>今後、物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(こども発達支援課)</p>	<p>物品購入契約事務については、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正に行うよう、課内会議を開催し所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。</p>

(2) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成22年度の10万円以下の物品購入契約事務において、契約の相手方から徴した見積書には見積金額は記入されていたが、契約金額</p>	<p>物品購入契約事務に当たっては、契約事務規則等関係法令の内容を十分に把握し、当該法令等に則った適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、回議された文書については、遺漏が無いように十分にチェックの上、承認を行うよう、上記研修の際に職員への指導・徹底を行った。</p>

<p>が未記入であったため、職員が契約金額を記入し、更に当該契約金額に消費税を含んでいなかったことから、再度契約金額を訂正しているものがあった。</p> <p>今後、物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(企業誘致課長)</p>	
---	--

(3) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>原課における物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り適正に行わなければならない。しかしながら、平成22年度及び同23年度の10万円以下の物品購入契約事務において、次のような事務処理が見られた。</p> <p>今後、物品購入契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ア) 物品購入契約事務においては、市が定める様式である請求書等に相手方が必要事項を記入した契約関係書類を徴しなければならない。しかし、平成22年度及び同23年度の契約事務において、相手方が名称を記入し請求印を押印した契約関係書類を徴し、同時に提出されていた契約の相手方が作成した納品書等に記載されていた金額等の内容を、職員が市様式に転記しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(中部道路課, 東部下水道課)</p>	<p>物品購入契約事務については、福岡市契約事務規則等関係法令に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>(イ) 平成22年度の10万円以下の物品購入契約事務において、平成23年度に納品があった物品について、金額等は記載されていたが、日付が空白の見積書、納品書及び請求書を徴し、職員が平成22年度内の見積日を記入し、年度内に納品があったとして代金を支出しているものがあった。</p> <p>(用地調整課)</p>	<p>物品購入契約事務については、福岡市契約事務規則等関係法令に基づき、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
--	--

(4) 教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約代金の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>原課における物品購入契約に当たっては、納品・検査収納後、契約の相手方からの適正な請求書により、その会計年度内に対価を支払わなければならない。しかしながら、平成22年度の物品購入契約において、次のような事例が見られた。</p> <p>今後、代金の支出に当たっては、地方自治法施行令及び福岡市会計規則等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(ア) 平成22年度に物品を納品させていたにも関わらず事務処理を怠り、平成23年度に契約関係書類を作成し平成23年度の予算から支出しているものがあった。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	<p>支出事務処理については、地方自治法施行令及び福岡市会計規則に基づき会計年度内支出を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 平成22年度の請求書について、債権者である支店長が異動したため、職員が請求書の支店長の氏名に印字テープを貼付して修正し、契約代金を支出しているものがあった。</p> <p>(福岡女子高等学校)</p>	<p>請求書の訂正処理については、福岡市会計規則に基づき、適正な処理を行うよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図った。</p>

3 契約事務及び代金支出事務の適正執行について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>今回の監査の結果、契約代金の支出については適正に行われてはいるものの、契約手続きにおいて、契約の相手方から提出された納品書等に基づいて、市が指定する見積書及び請求書へ職員が転記しているものや見積書の金額欄を職員が記入するなど契約関係書類の取扱いについて、誤った事務処理を行っているものがあつた。</p> <p>また、契約代金の支出について、本来は物品の納品日に属する年度で代金を支払うべきところを、前年度若しくは翌年度の予算から支出しているものがあつた。</p> <p>支出事務の決裁権者は、チェックの徹底と職員への研修、契約の相手方への指導など、誤った事務処理の防止策を講じ、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>なお、職員が金額の修正を行う原因の一つとして、1者見積りと2者以上の見積りでは、見積書兼随意契約伺の金額等の記載方法が異なっているにもかかわらず、同一の様式を用いることから、誤りやすいものとなっている。</p> <p>契約事務の所管課においては、契約事務が適正かつ効率的に行われるよう契約関係書類の様式を含め、見直しについて検討をされたい。</p> <p>(財政局財政部契約課関連)</p>	<p>見積書兼随意契約伺の金額等の記載方法については、1者見積りによる場合の記載方法を見直し、2者以上による見積りの場合と同様の記載方法とし、様式についても見直しを行い、見積者と職員の記入事項の明確化を図つた。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 経済振興局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの設計を適正に行うべきもの</p>	<p>同様の発注を行う場合、設計計上しないように注意するよう内部協議で周知徹底を行った。今後も、設計担当課と更に密に</p>

<p>マリンメッセ福岡大型映像設備更新工事</p> <p>(契約金額 3億2,056万7,100円)</p> <p>本工事はマリンメッセ福岡の大型映像設備の更新を行ったものであるが、当該請負工事の現場管理費としてPR資料等（リーフレット等）の作成費用を計上している。作成したPR資料等は本工事に付随するものではないことから、別途発注すべきであった。</p> <p>今後は、適正な設計に努めるとともに、関連課においても主管課との十分な協議を行うようにされたい。</p> <p>(集客企画課, 財政局設備課関連)</p>	<p>協議を行い発注する。</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託契約を適正に行うべきもの</p> <p>福岡競艇場施設維持管理保守業務</p> <p>(契約金額 1億1,161万5,000円)</p> <p>本委託は競艇場の設備運転及び保守管理、電話交換等を対象とする業務であるが、契約の方法は特命随意契約としていた。その根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号とし、財政局通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による警備委託の契約方法を準用し特命随意契約としていた。財政局通知では、警備委託の契約方法を準用できるのは警備を含む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p>(経営企画課)</p>	<p>平成24年度の契約については指名競争入札とし、今後の契約についても、指名競争入札を行うこととした。</p>

(2) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 夜間作業の積算を適正に行うべきもの</p> <p>都市計画道路福岡筑紫野線（大楠） 道路舗装工事（その3） （契約金額 1億7,915万9,400円） 本工事の管渠型側溝工，舗装工（基層，中間層，表層），区画線工の一部を昼間施工から夜間施工に変更しているが，変更の際して夜間労務単価への設計変更は行っていたものの，積算システムの入力において施工単価の条件を「夜間作業あり」，「夜間割増しあり」とすべきところ，誤って「夜間作業なし」，「夜間割増しなし」としていた。その結果，過小な積算となっていた。</p> <p>今後は，適正な積算に努められたい。</p> <p>（中部道路課）</p>	<p>積算業務においては，設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう，所属職員に対して研修を行い，周知徹底を図った。</p>
<p>B 仮設材賃料の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道南庄小田部線（小田部2）室見新橋（下部工）補強工事（その2） （契約金額 1億3,396万2,150円） 本工事の仮橋で使用する覆工板及びH形鋼杭の賃料算定において，修理及び損耗費を計上していなかった。その結果，過小な積算となっていた。</p> <p>今後は，適正な積算に努められたい。</p> <p>（西部道路課）</p> <p>C 掘削機械の積算を適正に行うべきもの</p>	<p>積算業務においては，設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう，所属職員に対して研修を行い，周知徹底を図った。</p>

<p>市道南庄小田部線（小田部2）室見新橋（下部工）補強工事（その2） （契約金額 1億3,396万2,150円） 本工事はウォータージェット工法を採用する橋梁下部工の補強工事であるが、同工法で使用している高圧洗浄機損料及び燃料（軽油）を計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （西部道路課）</p>	
<p>D 推進工事の積算を適正に行うべきものの 比恵（博多駅前1丁目5）地区下水道築造工事 （契約金額 2億6,763万7,650円） 浸水対策を目的とする本工事における直径900mmのヒューム管推進工は、同一立坑から2方向への推進工事を行うものである。 同推進工事での切羽作業工、坑内作業工、坑外作業工について2方向を併せて積算しているが、積算する際に用いる日進量を全体の日進量とすべきところを、進み方の遅い1方向の日進量としていた。その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （博多駅地区浸水対策室）</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>E 護岸工事の積算を適正に行うべきものの 準用七隈川河川改修（護岸3工区）工事 （契約金額 1億2,147万4,500円） (A) 本工事はコンクリートブロック積を採用しているが、積算に際して1</p>	<p>積算業務においては、設計標準歩掛に基づき適正な積算を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>㎡当りの施工単価にブロック面積を乗じている。ブロック面積には天端コンクリート部分が含まれているにもかかわらず、別途天端コンクリートの費用を計上していた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(河川課)</p> <p>(B) 本工事の護岸の基礎はコンクリート製品を使用しているが、当該製品の据付費用を計上していなかった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(河川課)</p>	
<p>F 単価決定を適正に行うべきもの 鳥飼ポンプ場雨水ポンプ設備工事 (契約金額 7億1,091万3,000円)</p> <p>本工事は雨水ポンプ場新設に伴い高架水槽の設置を行っているが、高架水槽の機器については、見積りを参考に設計単価を決定している。本市の積算要領によると、見積価格に査定率を乗じて設計単価を決定することとなっているが、適用すべき査定率を誤っていた。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	<p>設備工事の設計単価の決定については、積算要領に基づき適正に実施するよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。また、工事チェックリストに項目を追加し、再発防止を図った。</p>
<p>G 土留工の積算を適正に行うべきもの 中部水処理センター再生処理施設築造(増設)工事 (契約金額 2億2,481万2,350円)</p> <p>本工事の土留工に使用している円形ライナープレート(径17.5m)、補強リ</p>	<p>土木工事の設計単価の決定については、「積算運用の手引き」に基づき適正に実施するよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。また、工事チェックリストに項目を追加し、再発防止を図った。</p>

<p>ング（円形17.5m用）の単価については、それぞれについて他サイズの見積価格と物価資料掲載単価の比率を用いて、見積りの最低価格を低減し設計単価としていた。</p> <p>しかし、土木工事標準積算基準書（積算運用の手引き）によると単価の決定について単価表、物価資料に掲載がない場合は、調達価格（材料単価×使用数量）が1,000万円以上の資材は特別調査により単価を決定し、見積り徴集の場合は見積りの最低価格とするとなっている。これにより、設計単価については円形ライナープレートは見積りの最低価格とし、補強リングは調達価格が1,000万円以上であることから特別調査の価格とすべきであった。その結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 （施設整備課）</p>	
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設リサイクル法を遵守すべきもの 主要地方道福岡早良大野城線（周船寺2）信号機移設工事 （契約金額 610万7,850円）</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通</p>	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>知書を提出していなかった。 今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(西部道路課)</p>	
<p>また、下記3件の工事においても同様な事例が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮松第9・18雨水幹線築造工事 (契約金額 1億4,843万8,400円) (東部下水道課) 	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雑餉隈(南八幡町1丁目2)外1地区下水道築造工事 (契約金額 8,085万7,350円) (東部下水道課) 	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 奈多・アイランドシティ汚水幹線(3)築造工事 (契約金額 2億8,600万6,350円) (東部下水道課) 	<p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な施工管理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>B 建設廃棄物処理に関する条例等を遵守すべきもの</p> <p>今宿第10雨水幹線(2)築造工事 (契約金額 2億3,600万4,300円)</p> <p>「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込量が500m³以上の事業者は「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっている。本工事において産業廃棄物の発生見込量が500m³以上であったにもかかわらず、同処理計画が提出されていなかった。さらにこのことに関し、「工事現場における施工体制の点検要領」において工事監督員に義務づけられている官公庁への届出等の点検も行われていなかった。</p> <p>今後は、事業者への処理計画の提出指導及び官公庁への届出等の点検に努</p>	<p>福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同施行規則に基づき、適正な施工管理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>められたい。</p> <p>(西部下水道課)</p>	
<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>都市計画道路御供所井尻線（高木・五十川）高木一丁目交差点改良工事 （ 契約金額 1億8,478万8,450円 ）</p> <p>本工事は設計変更を行っているが、導水パイプ設置（直径30mmのスパイラル管）の単価、アスファルト殻運搬処理の単価等の設計単価を誤って積算していたことを理由に、単価を修正変更し請負代金を変更していた。</p> <p>請負代金額の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められており、工事内容の変更に関わりのない変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>なお、同様の契約変更について前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>適正な積算及び契約事務処理に努められたい。</p> <p>(中部道路課)</p>	<p>契約事務については、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、単価に誤りがある場合は、対処方法を契約課と協議し、適正に処理することとした。</p>
<p>B 契約変更を適正に行うべきもの</p> <p>都市基盤周船寺川河川改修（町中橋下部工・護岸）工事 （ 契約金額 1億2,700万8,000円 ）</p> <p>本工事は設計変更を行っているが、その変更の中で鋼矢板打込に使用するクローラクレーンの分解・組立輸送費を誤って積算していたことを理由に、単価を修正変更し請負代金を変更していた。</p>	<p>契約事務については、適正な事務処理を行うよう、所属職員に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、単価に誤りがある場合は、対処方法を契約課と協議し、適正に処理することとした。</p>

<p>請負代金額の変更は、契約書において契約図書の内容変更などが対象になると定められており、工事内容の変更に関わりのない変更を行ったことは、適切な契約変更ではなかった。</p> <p>なお、同様の契約変更について前回の監査でも注意を行っており、適切に事務改善がなされているとはいえない。</p> <p>適正な積算及び契約事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(河川課)</p>	
--	--

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">間仕切りの積算を適正に行うべきもの</p> <p style="padding-left: 20px;">八田小学校校舎耐震改修その他工事 (契約金額 1億2,643万500円)</p> <p>本工事は学校校舎の耐震改修に伴い内部改造を行うもので、スチールパーティション（間仕切り）の設計単価については、本市の積算基準により見積価格に標準実勢率を乗じて決定することとなっている。しかしながら適用すべき標準実勢率を誤ったため、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (施設整備課，財政局施設建設課関連)</p>	<p>設計単価の決定については、学校施設工事の設計・施工担当課と連携し、積算基準に基づき、標準実勢率の適正な執行に努めるよう周知徹底を図った。</p> <p>なお、設計・施工担当課においては、所属職員に対して適正な積算と精査に努めるための課内研修を行った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p style="padding-left: 20px;">建設リサイクル法を遵守すべきもの</p> <p style="padding-left: 20px;">板付中学校航空機騒音防止空調設備機能回復設備工事 (契約金額 1億2,915万円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再</p>	<p>建設リサイクル法の遵守については、工事監理で遺漏ないように、工事の設計・施工担当課の課内会議において所属職員に研修を行い、周知徹底を行った。また設計・施工担当課で作成している工事台帳に項目を追加し、チェックが可能な体制作りを行った。</p>

<p>資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(施設整備課, 財政局設備課関連)</p>	
<p>(ウ) 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託契約を適正に行うべきもの</p> <p>福岡市博物館維持管理業務委託 (契約金額 1億899万円)</p> <p>本委託は電気・機械設備運転保守、清掃等を対象とする業務であり、指名競争入札により契約を行っていた。契約方法としては、財政局通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による警備委託の契約方法を準用し、平成23年度及び24年度における契約を特命随意契約とする方針とし、この方針に基づき平成23年度は特命随意契約としていた。</p> <p>財政局通知では警備委託の契約方法を準用できるのは警備を含む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p>(博物館管理課)</p>	<p>委託契約については、法令等に基づき適正に行うことを所属職員に周知徹底するとともに、平成24年度「福岡市博物館維持管理業務委託」の契約については、平成24年3月26日に指名競争入札を実施し、受託業者を決定した。</p> <p>平成25年度以降も指名競争入札による業者決定（契約）する予定である。</p>